

[千葉市民の方]へ

幼児教育・保育の無償化における 給付認定後の手続きについて

市内の認可外保育施設を利用する保護者の皆様にお知らせします。他市にお住まいの方は、お住まいの自治体にお問合せください。

※認定こども園及び幼稚園を利用する保護者様へ

一部の認定こども園及び幼稚園に関しては、保護者が行う「施設等利用費の請求」申請手続きを、当該園が取りまとめの上、市区町村へ提出しております。については、当該手続きの流れは、当該園へ御確認をお願いします。

手続

- ①「施設等利用給付認定通知書」がご自宅に届きましたら、速やかに利用する施設にご提示ください。
- ②保育料を支払った後、利用する施設から「領収証兼提供証明書」が交付されますので、大切に保管ください（交付される時期は各施設によって異なります。）。
- ③以下に記載する「請求していただく月（1月、4月、7月、10月）」になりましたら、「請求書」及び「前3か月分の領収証兼提供証明書」の原本を、請求していただく月の20日までに千葉市にご提出ください。

※請求書の様式は、以下の提出先または右記QRコードから取得願います。



請求時期(3か月ごとの償還払い)

①	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
②	請求していただく月 ※1	1月	4月	7月	10月
③	千葉市からお支払いする月 ※2	3月	6月	9月	12月

※1 各月の20日（締切日当日が土日祝日の場合は、翌開庁日が締切日）までにご提出下さい。締切日を過ぎた場合、支払いが次回分（3か月後）となることがあります。

※2 各月の月末のお支払いとなります。

提出先

こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課

所在地：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 高層棟8階

☎：043-245-5735

※郵送による提出の場合は、「幼保運営課 幼児教育・保育の無償化 担当者宛て」と記載をお願いします。

※窓口での提出は、幼保運営課以外に、以下の各区保健福祉センターこども家庭課においても受付可能です。

【中央】中央区中央4-5-1 ☎221-2172 【花見川】花見川区瑞穂1-1 ☎275-6421

【稲毛】稲毛区穴川4-12-4 ☎284-6137 【若葉】若葉区貝塚2-19-1 ☎233-8150

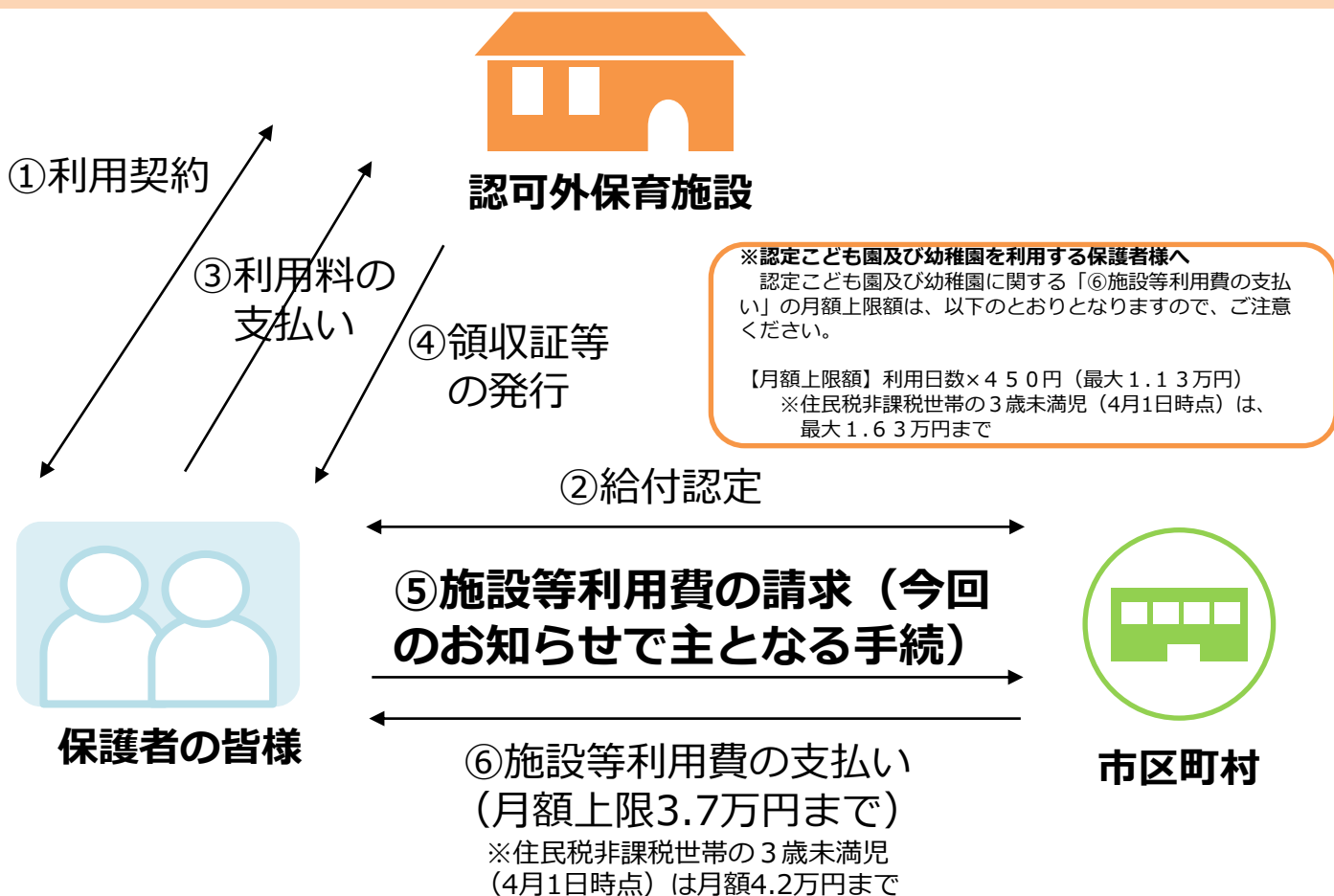
【緑】緑区鎌取町226-1 ☎292-8137 【美浜】美浜区真砂5-15-2 ☎270-3150

●問い合わせについて

「無償化の給付」に関するお問い合わせは「幼保運営課」へお願いします。

「保育の必要性の認定手続き」に関するお問い合わせは「区こども家庭課」へお願いします。

【基本的な手続きのイメージ】



※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費、入園料などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

※保育の必要性の認定を受けていない場合、まずは申請が必要となります。給付認定希望日の前月10日までに申請をお願いいたします。

※給付認定後に家庭の状況に変化があった場合は、施設が所在する区のこども家庭課へ変更届及び必要書類の提出が必要となります。

【まとめ：無償化に必要な手続き】

①利用する認可外保育施設が無償化の対象となるかを確認する（市HPに掲載。右記QRコードからページに移動できます。）。

②給付認定を区のこども家庭課で受け、届いた通知を利用する施設へ提示する。

③請求書及び利用する施設から交付される領収証兼提供証明書（原本）を、施設の所在する区のこども家庭課又は幼保運営課まで提出していただく。

※月額上限3.7万円まで（住民税非課税世帯の3歳未満児（4月1日時点）は月額4.2万円まで）

※以下の施設等を利用している場合は、認可外保育施設は無償化対象外

- ・認可保育所 ・認定こども園（2号・3号） ・小規模保育 ・事業所内保育 ・家庭的保育
- ・企業主導型保育 ・幼稚園及び認定こども園（1号）※

※預かり保育の実施時間等が十分な（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上かつ年間開所日数が200日以上）場合

